4．長期借入金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘　要
ゆうちょ銀行	2,679,554,050,360	298,838,797,773	470,965,490,685	2,507,427,357,448	（注２）
かんぽ生命保険	14,076,339,834,182	1,905,099,333,523	2,651,995,238,808	13,329,443,928,897	（注３）
計	16,755,893,884,542	2,203,938,131,296	3,122,960,729,493	15,836,871,286,345	

（注１）　当該借入金は貸付金に対応するものであり、借入年月日、借入金額、借入期間、利率、利息の計算方法並びに補償金、違約金及び延滞利息の算定方法並びに借入金、利息、補償金、違約金及び遅延利息の返済方法が貸付金と同一の条件になっているものであります。

（注２）　期中の借入平均利回りは1.26％（単位未満四捨五入）、最長の返済期限は平成46年９月30日となっております。

（注３）　期中の借入平均利回りは2.46％（単位未満四捨五入）、最長の返済期限は平成50年３月31日となっております。

5．引当金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	25,052,417	21,869,028	25,052,417	0	21,869,028	
役員賞与引当金	4,242,005	3,766,842	4,242,005	0	3,766,842	
時効保険金等払戻引当金	5,727,676,099	4,574,929,758	3,024,639,456	0	7,277,966,401	
計	5,756,970,521	4,600,565,628	3,053,933,878	0	7,303,602,271	

6．退職給付引当金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
退職給付債務合計額	10,741,500	1,675,550	10,086,000	2,331,050	
退職一時金に係る債務	10,741,500	1,675,550	10,086,000	2,331,050	
退職給付引当金	10,741,500	1,675,550	10,086,000	2,331,050	

7．設立時資産・負債差額及び資本剰余金の明細　（単位：円）

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
設立時資産・負債差額	政府出資金	7,000,000,000	0	0	7,000,000,000	
	計	7,000,000,000	0	0	7,000,000,000	

8．積立金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第１項積立金	33,688,267,360	27,028,654,281	0	60,716,921,641	㈱

㈱　前事業年度の利益処分により増加したものであります。

9．役員及び職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(1,790) 47,124	(1) 3	(―) 11,490	(―) 2
職　員	(―) 326,175	(―) 40	(―) ―	(―) ―
合　計	(1,790) 373,299	(1) 43	(―) 11,490	(―) 2

（注１）　役員に対する報酬等の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員報酬規程」及び「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

（注２）　職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員給与規程」に基づき支給しております。

（注３）　役職員における（　）は非常勤役職員であり、外数で記載しております。

（注４）　千円未満の端数は切り捨てて記載しております。

（注５）　役職員に対する給与の支給人員数は、年間平均支給人数で記載しております。

10．上記以外の主な資産及び負債の明細

⑴　資産の部

①　現金及び預金　（単位：円）

種　別	期末残高	摘　要
預金		
特別貯金	35,139,156,092,017	㈱
普通預金	4,799,727	
振替貯金口座	38,737,609,257	
計	35,177,898,501,001	

㈱　特別貯金は、旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る債権であり、株式会社ゆうちょ銀行への預金としているものであります。当該貯金は、預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法が郵便貯金と同一の条件になっているものであります。